

ハードカバーの専門的な内容の本が注目を集めている。ゴーン事件も分析対象とした「犯罪会計学」の集大成だ。民主党政権下で財務副大臣を務めた峰崎直樹氏に、その読みどころを紹介してもらった。

本書は、2010年の郵便不正三事件を主たる分析対象とし、特捜検察の問題点を鋭く告発した稀に見る優れた専門書であり、実に読みやすい啓蒙書でもある。さらに、昨年11月に勃発した日産カルロス・ゴーン事件をも分析対象としており、日本における「犯罪会計学」の集大成とも言える良書である。今こそ日本の異常な司法制度の根底的改革が必要であることを知ってほしい。

無罪と有罪を何が分けたのか

本書を著した細野祐二氏は、04年3月、株式会社キヤッツの粉飾決算事件に巻き込まれ、190日間に及ぶ勾留の後、地裁・高裁、さらには最高裁まで一貫して無罪を訴

え続けるも、10年6月、最高裁で有罪が確定する。有罪の烙印を押されながらも、その中で多くの企業の事例を、

し案件を頼まれ見事な経営再建者としての力量を発揮された実態が、本書の「1」あの「日」からの私」の各章に生き

年6月から僅か3カ月後に、郵便不正事件に絡んだ厚生労働省村木厚子さんの無罪判決が出された。特捜検察に逮捕・起訴されれば99・9%が有罪になる中

細野氏は「村木厚子さんに無罪判決が出て私に無罪判決が出なかったのは、運以外に何か説明可能な必然がなければならぬ」として、郵便不正三事件、すなわち「郵便不正事件」「虚偽公文書事件」「証拠改竄事件」を研究する。そこには、特捜検察のあまりにも時代錯誤で理不尽極まりない刑事司法の進め方や、戦時刑事特別法の残滓が未だに残る刑事訴訟法の存在、検察に對抗すべき弁護士の持つ構造的弱点の数々、さらには、司法に望む国民意識の抱える問題までが言及されている。

売 れ て る 本 を 読 む

会計と犯罪

—郵便不正から日産ゴーン事件まで

会計と犯罪

郵便不正から日産ゴーン事件まで

細野祐二 Hosono Yoji

岩波書店

峰崎直樹

『会計と犯罪—郵便不正から日産ゴーン事件まで』

細野祐二 著 2019年5月 岩波書店 1800円+税 ISBN978-4-00-061341-5

調査・分析・研究して犯罪会計学を確立させた奇跡の人でもある。細野氏は「犯罪会計学」を極めるべく調査・研究を進めつつ、一方で多くのク

生きと描かれている。おそろしく、本格的な企業経営を目指すされていたとしても、優れた経営者として高く評価されたに違いない。

で、村木厚子さん自身も「私が無罪を勝ち取れたのは幸運だったから」と述べておられる。では、細野氏が有罪になったのは、偶々不運だったということだけなのだろうか。

細野氏は有罪が確定した10ライアントからの企業立て直

勝負が展開されつつある。この日産カルロス・ゴーン事件の帰趨は、文字通り特捜検察制度の行方を占う事件であり、細野氏の「犯罪会計学」の集大成になるものと思われる。

普通の犯罪の場合、警察による捜査・逮捕があり、次いで検察による取り調べによる起訴を経て裁判に持ち込まれる。ところが、特捜検察は、捜査・逮捕と取り調べ・起訴を検察だけで進めていくシステムであり、細野氏は、そこには内部統制が機能しないと主張する。警察と検察が相互に牽制しあうのではなく、特捜検察だけは誰からも牽制されることがない。特捜検察は独走しやすい弊害を構造的に内包しているのだ。こうした制度が西側先進国で存続しているのは日本と韓国ぐらいだと言われている。

本書では「検面調査（検察官面前調査）」及び「特信状況」という司法手続きに對して、細野氏の体験に基づき鋭い分析が行なわれている。「検面調査」とは、検事が逮捕された被疑者を弁護士の立会いもなしに孤立した過酷

な状況の下で取り調べ、それを文書にして、本人がこれに署名・捺印した文書である。

「特信状況」とは「検面調査」が公判廷での供述より信用できるとする特別な事情のことをいう。この「特信状況」の扱いは、最高裁の判例でも殊の外緩やかになっており、特に特捜案件ではそうなることが多い。たとえ被疑者本人が一貫して無実を訴えたとしても、事件関係者が「検面調査」に署名・捺印すれば、それが裁判で証拠として採用され有罪判決となっていく。

ここで、弁護士サイドの問題について細野氏の指摘が重要である。細野氏は、「裁判所は、自らの調査能力を持っていないため、検察側と弁護側のストーリーのどちらが説得力あるのかによって判決を下す」と分析する。そして、日本の刑事裁判で弁護側が勝てない根源的な理由として、弁護側が検察側のストーリーに對抗できるだけの金と時間をかけられず、検察官立証に反論・反証を加えるだけで公判を終えている点を指摘する。これでは弁護側は特捜による否認型経済事件の刑事裁判に

勝てない。

およそ社会の常識として、「客観証拠」と「検面調査」が矛盾した場合、「客観証拠」を優先させるべきことには疑問の余地がないところ、大坪弘道大阪地検特捜部長(当時)は、検面調査と矛盾があるのは「客観証拠が間違っている」として、「検面調査を優先させるべきことは揺るぎない」と考えている。「この狂った証拠評価思想は、特捜検察固有の思想になっていく」(196頁)との細野氏の指摘は重い。

この背景には、戦時刑事特別法の残滓としての「特信状況」が厳然と存在している。細野氏は、特捜検察が自ら描いた

犯罪のストーリーに合うよう供述証拠を捏造することなどいつもやっていることで、特捜検察にしてみれば、物証の改竄は今回初めて見つかっただけのことで、その本質は、いつもやっている供述証拠の捏造と変わることがない」と断定している。恐るべき特捜検察なのだ。

長銀(日本長期信用銀行)と日債銀(日本債券信用銀行)の粉飾決算事件では、長銀事件が最高裁逆転無罪判決、日債銀事件では高裁差し戻し審判の逆転無罪判決が勝ち取ら

れている。背景には、罪に問われた役員の方達は、いずれも「後始末を頼まれたに過ぎないのに、犯罪人にされるのはおかしい」という国民世論の盛り上がりがあった。細野氏は、ここで両事件における下級審での有罪判決に問題を指摘する。経済事件は故意犯罪と故意が両立していなければならぬ。ところが、長銀と日債銀事件の下級審では、被告人の故意ばかりが争われ、粉飾決算という犯罪事実そのものは真正面から争われていなかった。経済事件において犯罪事実を争わず故意だけを争えば、弁護側が無罪判決を得ることは不可能に近いと細野氏は指摘する。経済犯罪において、粉飾があったのかどうか、真正面から戦いを挑む弁護士があまりにもいないことに警鐘を鳴らしているのだ。ただでさえ「検面調査」による「特信状況」が支配している今日、司法の場での正面からの闘いが今こそ必要とされている時はない。

「ゴーン事件」の帰趨は、特捜検察制度の行方を占う



3月6日、ゴーン氏が東京拘置所から出てくるのを待ち構えるメディア。(提供/AP・AFLO)

みねぎき なおき・参議院議員を3期(1992年〜2010年)務め、内閣官房参与なども歴任。